

## 厚生年金基金の縮小

# 厚生年金法等改正法成立

厚生年金基金の縮小と第3号被保険者の記録不整合期間への対応策を柱とする「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律」（政策ニュース13号・24号参照）が、2013年6月19日、参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました。

厚生労働省・厚生年金基金制度に関する専門委員会では、2月に厚生年金基金を10年間で段階的に縮小し、廃止するという意見書をまとめましたが、自公政権は、要件を満たす一部基金の存続を容認する内容で法案を提出しました。これに対して、厚生年金基金制度を一定の経過期間終了後に廃止することを政権時代に決定していた**民主党が修正案を提出**しました。各党がこれに合意し、施行日から10年を経過する日までに、「存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置

を講ずる」との規定が附則に盛り込まれました。今後2014年4月1日の施行に向け、厚生労働省において、労使代表を含む第三者委員会の設置、基金への説明会が行われます。

連合の南雲事務局長は談話で、「基金の解散にあたっては、他の企業年金への移行を含め、退職給付義務が確実に履行されなければならない。特に総合型基金が解散する場合、母体企業は中小・零細企業が多く、労働組合がないところが多いため、加入員・受給者や企業に移行先の企業年金等の選択肢を含めてきちんと情報が行き届き、その上で最善の意思決定が行われることが必要である。連合は厚生労働省に対して必要な支援や指導を強く求めていく」と述べました。

第3号被保険者の記録不整合問題は、不整合期間を「カラ期間」扱いとして無年金となることを防止する措置等が講じられます。

### 厚生年金基金制度改正の内容

- ①施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ②施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外す等、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ③施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聞いて、解散命令を発動できる。
- ④上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。